

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和4年4月6日（水）午前9時30分～午前10時15分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

## 3. 出席委員 16名

| 農業委員9名 |        |   | 農地利用最適化推進委員7名 |       |   |
|--------|--------|---|---------------|-------|---|
| 1番     | 岸野 敏夫  | 出 | 矢掛地区推進委員      | 阿部 泰博 | 出 |
| 2番     | 石井 博   | 出 | 美川地区推進委員      | 守屋 弘旨 | 出 |
| 3番     | 妹尾 吉高  | 出 | 三谷地区推進委員      | 田邊 穂積 | 出 |
| 4番     | 竹内 義男  | 出 | 山田地区推進委員      | 門野 竹志 | 出 |
| 5番     | 三好 伸夫  | 出 | 川面地区推進委員      | 池田 信夫 | 出 |
| 6番     | 坪井 幹子  | 出 | 中川地区推進委員      | 奥村 明美 | 出 |
| 7番     | 山部 智裕  | 出 | 小田地区推進委員      | 妹尾 行恭 | 出 |
| 8番     | 池田 喬   | 出 |               |       |   |
| 9番     | 高月 周次郎 | 出 |               |       |   |

## 4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (6) 議案第6号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について

## 5. 議案の内容 別紙のとおり

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | <p>それでは、ただ今から令和4年度第1回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p>   |
| 議 長     | <p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 石井委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、報告事項があります。2月28日の総会議案第60号「農地法第4条の規定による転用の許可申請について」の事案番号23番について、「埋蔵文化財発掘の届出に関して、発掘可である旨が通知される場合、許可処分を行う」ことを議決していました。3月8日付けで県教育委員会から町教育委員会へ、発掘可である旨が通知され、議案第60号の事案番号23番については、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第1号から議案第6号の6議案です。</p> |
| 議 長     | <p><b>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件議題</b>とします。事務局から説明します。</p>  |
| 事 務 局   | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上6件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>  |
| 議 長     | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>  |
| 5 番 委 員 | <p style="color: green;">現地を確認し、譲受人にも確認しました。譲受人は適正に管理できると思いますので、問題ありません</p>  |
| 議 長     | <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。</p>  |
| 各 委 員   | <p>(異議なし)</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。              |
| 議 長   | 事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。                 |
| 8 番委員 | 現地を確認しました。譲受人が今まで耕作していた農地の所有権移転です。問題ないと思います。    |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。      |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。              |
| 議 長   | 事案番号3番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。                 |
| 8 番委員 | 現地を確認しました。譲受人が今まで耕作していた農地の所有権移転です。問題ないと思います。    |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号3番につきまして、他に意見はありませんか。      |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号3番につきましては、許可と決定します。              |
| 議 長   | 事案番号4番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。                 |
| 3 番委員 | 譲渡人が農業を廃止されるということです。譲受人は適正に管理できると思いますので、問題ありません |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号4番につきまして、他に意見はありませんか。      |
| 各 委 員 | (異議なし)  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号4番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長   | 事案番号5番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。  |
| 3 番委員 | 事案番号4番と同じく、譲渡人が農業を廃止されるため、所有権移転をします。譲受人は適切に管理できると思いますので、問題ありません。  |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号5番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号5番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長   | 事案番号6番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。  |
| 3 番委員 | 譲渡人、譲受人ともに合意されています。譲受人は適正に管理されると思います。問題ありません。   |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号6番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号6番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長   | <b>議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、2件議題とします。</b> 事務局から説明します。  |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)<br><div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号1番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。令和3年度に農振農用地の地区除外を行っています。</p> <p>事案番号2番は、農振農用地ですが、露天駐車場及び露天資材置場への一時転用です。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。   |
| 5 番 委 員 | 現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。   |
| 議 長     | 地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。   |
| 各 委 員   | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。   |
| 議 長     | 事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。   |
| 1 番 委 員 | 露天駐車場及び露天資材置場への一時転用です。盛土をせず、このままで使用されます。6月からは耕作されると聞いています。問題ないと思います。   |
| 議 長     | 地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。   |
| 各 委 員   | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。   |
| 議 長     | 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。  |
| 事 務 局   | (議案朗読説明)<br><div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事案番号1番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。<br/>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長     | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。   |

|       |   |
|-------|---|
| 7 番委員 | 現地を確認しました。土砂崩れの被害に遭い、改修したため、転用されています。所有権移転の時に畑と発覚しました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。なお、始末書の提出がありました。  |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長   | <b>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、1 件</b> 議題とします。事務局から説明します。   |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)<br><div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号 1 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。  |
| 3 番委員 | 昨年許可した露天駐車場の拡張です。隣接する農地もなく、被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。   |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員 | (異議なし)  |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長   | <b>議案第 5 号 農地法第 1 8 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件</b> 議題とします。事務局から説明します。   |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">議案第5号は使用貸借権の解約を行うものです。耕作者が死亡し、その相続人がいないため、耕作者と土地所有者の双方による合意解約ができず、農地法第18条第1項の規定による許可申請が土地所有者からありました。</p> <p>(議案朗読説明)</p>  |
| 議長   | 事務局の説明が終わりました。事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。  |
| 3番委員 | 耕作人の死亡による解約なので、仕方ないものと思います。問題ありません。   |
| 議長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各委員  | (異議なし)  |
| 議長   | 異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。  |
| 議長   | <p><b>議案第6号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」の決定について、議題とします。</b></p> <p>事務局から説明します。</p>  |
| 事務局  | <p>本件は、農業委員会の1年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果をHPに公表し、パブリックコメントを求めるための(案)を審議していただくものです。</p> <p>今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに公表し、寄せられたパブリックコメントを踏まえて補正した後、再度審議していただく予定です。</p> <p>では、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p> |
| 議長   | 事務局の説明が終わりました。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、意見はありませんか。  |
| 各委員  | (異議なし)  |
| 議長   | 異議がありませんので、点検・評価(案)のとおり、決定することを議決します。   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>今後、ホームページ等を活用し点検・評価を公表し、パブリックコメントを募集します。寄せられたパブリックコメントを踏まえ、補正の上、点検・評価を決定し、ホームページ等で公表することとします。</p> |
| 議 長          | 次に <b>4. 各種報告</b> について確認します。   |
| 議 長          | <p><b>(1) 利用目的の変更届について</b><br/>         地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>                                     |
| 矢掛地区<br>推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。   |
| 小田地区<br>推進委員 | 事案番号2番について、確認しました。野菜が栽培され、問題ありません。   |
| 議 長          | <p><b>(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について</b><br/>         地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>                          |
| 美川地区<br>推進委員 | 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。   |
| 三谷地区<br>推進委員 | 事案番号2番について、確認しました。問題ありません。   |
| 川面地区<br>推進委員 | 事案番号3番について、確認しました。問題ありません。   |
| 小田地区<br>推進委員 | 事案番号4番から7番について、確認しました。問題ありません。   |
| 議 長          | <p><b>(3) 農地転用の工事完了報告について</b><br/>         地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>                                  |
| 8番委員         | 川面地区について、確認しました。報告どおり完了しています。  |
| 2番委員         | 中川地区について、確認しました。報告どおり完了しています。  |

|       |   |
|-------|---|
| 3 番委員 | 小田地区について、確認しました。問題ありません。                              |
| 議 長   | 以上で、今月の議案についての審議は終了しました。<br>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 |